

県営林（県民環境林）の立木の売却に係る制限付き一般競争入札

次のとおり制限付き一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第１６７条の６の規定により公告する。

令和７年１０月１５日

１ 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件（立木）の売却

売払番号	所在地	樹種	林齢	本数（本） 材積（ m^3 ）	搬出期間
環立第２号	鰯ヶ沢町大字松代町字 白沢１０３－１ほか１ 筆	スギ	５３年生	４，０９７	３６か月
				４，４１２	
		アカマツ	５３年生	７３８ ６０６	

２ 入札に参加する者に必要な資格

- （１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項及び第２項に規定する者に該当しない者であること。
- （２）青森県意欲と能力のある林業経営者登録・公表実施要領に定めるところにより、青森県意欲と能力のある林業経営者名簿に登録された林業経営者であること。

３ 売却する物件を示す場所

鰯ヶ沢町大字松代町字白沢１０３－１ほか１筆

４ 売却する物件の位置図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島１丁目１の１

青森県農林水産部林政課

5 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島 1 丁目 1 の 1

青森県庁北棟 2 階 2 1 6 会議室

2 日時

令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金）午後 2 時

3 入札回数

2 回

6 入札保証金及び契約保証金の額

（1）入札保証金 免除する。

（2）契約保証金 青森県財務規則第 1 5 9 条の規定による。

7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

青森県財務規則 1 3 7 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から 7 日以内

10 代金の納入期限

契約締結の日から原則として 1 5 日以内に全額納入とする。ただし、県と延納の特約を締結したときは、6 か月以内において売買代金の延納を認める。

11 その他

（1） 現場説明

売却する物件の位置図等の書面及び契約条項を示す場所での資料の閲覧又は資料の郵送で代えるものとする。

(2) 入札者心得書

この公告に記載された事項に係る詳細については、入札者心得書によるものとする。

ア 交付場所

4に定める場所と同じ。なお、青森県農林水産部林政課ホームページにおいて公開する。

イ 交付期間

公告日から令和7年11月13日（木）までとする。

(3) 問合せ先

青森県農林水産部林政課森林整備グループ

電話 017-734-9513

入札者心得書

（競争入札の参加者の資格）

第1条 競争入札には、次の各号のいずれかに該当する者は、参加することができない。

（1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

（2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 競争入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、3年以内で知事が定める期間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も、また同様とする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

（1）契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

（2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

（3）落札者が契約（仮契約）を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

（4）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

（5）正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

（6）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

（一般競争入札参加の申出）

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、当該一般競争入札に係る公告において指定した期日までに、前条第1項に規定する者でないことを確認できる書類及び当該公告において指定した書類を添えて、契約担当者等にその旨を申し出なければならない。

2 前項の申出は、電子入札においては電子入札システムを使用して行わなければならない。ただし、契約担当者等が入札書による入札を認めた場合は、この限りでない。

3 前項本文の規定による申出は、契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に契約担当者等に到達したものとみなす。

（入札保証金）

第3条 入札者は、入札書提出前に、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を出納員又は分任出納員に納めなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 前項の入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供することによって、これに代えることができる。

（1）政府の保証のある債券

（2）金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

（3）銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）

（4）その他知事が確実と認めた担保

3 前項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

（１）国債及び地方債

政府に納むべき保証金その他の担保に充用する国債の価格に関する件（明治４１年勅令第２８７号）の規定及びその例による金額

（２）政府の保証のある債券及び金融債

額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の８割に相当する金額

（３）金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

小切手の券面金額

（４）その他知事が確実と認めた担保

別に定める額

４ 入札保証金（入札保証金に代えて提供された担保を含む。以下この条において同じ。）は、開札が終わった後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約（仮契約）を締結した後に還付する。

５ 落札者は、入札保証金を契約保証金の一部又は全部に充当することができる。

６ 落札者が契約（仮契約）を締結しないときは、入札保証金は県に帰属する。

（入札等）

第４条 入札に加わる者は、仕様書、図面、契約書（仮契約書）案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書（仮契約書）案、現場等について疑点があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

２ 入札書は、封かんの上、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに、入札箱に入れなければならない。

３ 電子入札に参加する者（契約担当者等が入札書による入札を認めた者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による入札書による入札に代えて、その使用に係る電子計算機に、知事の定めるところにより、入札金額その他の事項を入力し、契約担当者等の指定した日時までに、当該契約担当者等の使用に係る

電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

４ 入札者は、その提出した入札書又は契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させた入札金額その他の事項の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

５ 入札者が代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

６ 入札者又はその代理人は、同一の入札において、他の入札者の代理人となることはできない。

７ 入札者は、契約担当者等から入札金額の内訳を記載した書面の提出又は提示を求められたときは、これに応じなければならない。

８ 入札は、郵便によって行うことができない。

（入札の辞退）

第４条の２ 一般競争入札に参加する者及び指名業者（指名競争入札の参加者に指名した旨の通知を受けた者をいう。以下同じ。）は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

２ 指名業者が入札を辞退しようとするときは、当該入札を辞退する旨を明記した書類を契約担当者等に提出しなければならない。

３ 前項の書類の提出は、電子入札においては電子入札システムを使用して行うことができる。

４ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第４条の３ 入札に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札に参加する者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札に参加する者と入札する金額又は入札の意志についていかなる相談も行わず、独自に入札する金額を定めなければならない。

3 入札に参加する者は、落札者の決定前に、他の入札に参加する者に対して入札する金額を開示してはならない。

（入札の中止等）

第4条の4 不正の入札が行われるおそれがあると認めるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。

（無効の入札）

第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

（1）入札の参加資格のない者がした入札

（2）同一の入札について2以上の入札をした者の入札

（3）公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行なわれたと認められる入札

（4）入札書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札

（5）入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金額の納付額が不足であるもののした入札

（6）その他の入札条件に違反した入札

（同価入札の取扱い）

第6条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約保証金）

第7条 落札者は、契約を締結するときまでに、契約金額の100分の5（1件5百万円を超える工事の請負契約にあっては、10分の1）以上の契約保証金を出納員又は分任出納員に納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

2 前項の契約保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券を担保として提供させることによってこれに代えることができる。

（1）第3条第2項第1号から第3号までに掲げる有価証券

（2）銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

（3）その他知事が確実と認めた担保

3 前項第2号の担保の価値は、その保証する金額とする。

4 第3条第3項の規定は、契約保証金についてこれを準用する。

（契約書の取りかわし）

第8条 落札者は、落札決定の日から7日（契約の締結について議会の議決を要するものについては、議会の同意があった旨の通知を受けた日から7日）以内に契約書（仮契約書）を取り交わさなければならない。ただし、契約（仮契約）締結延期の承認を受けたときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期限（締結延期の承認を受けたときは、その期限）までに契約書（仮契約書）を取り交わさないときは、落札者としての地位を失うものとする。

（契約書（仮契約書）の提出部数）

第9条 落札者は、契約書（仮契約書）を2通（保証人を置く場合は、3通）契約担当者等に、提出しなければならない。

売 買 契 約 書 (案)

青森市長島一丁目1番1号
売主（甲） 青 森 県

住 所
買主（乙） 氏 名

上記当事者間において、県営林立木の売買のため、次のとおり契約を締結した。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる立木（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けた。

- （1） 所 在 地 鱈ヶ沢町大字松代町字白沢103－1ほか1筆
（2） 売払番号 環立第2号
（3） 樹種、種別、本数、見込総材積

樹 種	種 別	本 数 （ 本 ）	見 込 総 材 積 （ ㎡ ）
ス ギ	立 木	4, 0 9 7	4, 4 1 2
アカマツ	立 木	7 3 8	6 0 6
計		4, 8 3 5	5, 0 1 8

2 前項の立木には、根株は含まないものとする。

（契約保証金）

第2条 甲は、乙から契約保証金として_____円を受領した。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、売買代金（遅延利息を含む。）を完納した後、乙の請求により還付するものとする。ただし、売買代金が完納となる際は、乙の申出により、当該契約保証金を売買代金に充当することができる。

（売買代金等）

第3条 売買代金は、金_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）とする。

2 乙は、甲の発行する納入通知書により、売買代金を令和_____年_____月_____日まで
に納付するものとする。

（暴力団排除）

第4条 乙は、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

（売買物件の引渡し）

第5条 売買物件の引渡しは、第3条第1項の売買代金及び第10条の遅延利息を乙が納入した日から15日以内に売買物件の所在地において、乙の立会いの上、売買物件の林縁立木の根際に青森県払極印を打刻して行うものとする。

2 乙は、前項の引渡しを受けたときは、引渡領収書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転時期）

第6条 売買物件の所有権は、前条第1項の引渡しの終了した時に乙に移転する。

（遵守事項）

第7条 乙は、売買物件の根際に打刻された極印を紛失し、又はき損してはならず、かつ、その極印の上部から立木を伐採しなければならない。

（売買物件の搬出）

第8条 乙は、売買物件を第5条第1項の引渡しの終了した日から起算して36ヶ月以内に搬出しなければならない。

2 乙は、やむを得ない理由により、前項の期間内に売買物件を搬出できないときは、搬出期間の満了前に甲の承認を受けて、搬出期間を延長できるものとする。

3 乙は、搬出を終了した時は、遅滞なくその旨を甲に届け出なければならない。

（搬出未済の売買物件の帰属）

第9条 前条の搬出期間が満了した時又は搬出期間満了前において前条第3項の届出があった時において、搬出未済の売買物件は、甲に帰属するものとする。

（遅延利息）

第10条 乙は、第3条の納付期限までに売買代金を納付しないときは、当該期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、売買代金（既納額を控除した額）につき年2.5%パーセントの割合をもって計算して得た金額を遅延利息として甲に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

（契約不適合責任）

第 1 1 条 甲は、売買物件の引渡しをした後は、売買物件の数量の不足、隠れたる傷、その他内容の異動があっても、その責任を負わないものとする。

2 売買物件の引渡し前の危険負担は、甲が負うものとする。

（契約の解除等）

第 1 2 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

（1） 第 3 条の納付期限までに売買代金を納付しないとき。

（2） 第 1 0 条の遅延利息を当該遅延利息に係る納入通知書に記載してある納付期限までに納付しないとき。

（3） その他この契約に違反したとき。

（契約保証金の帰属）

第 1 3 条 前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第 2 条の契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（損害賠償）

第 1 4 条 甲は、第 1 2 条の規定によりこの契約を解除した場合において第 2 条の契約保証金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該契約保証金のほか、その超えた金額を損害賠償として乙から徴収する。

（契約解除後の措置）

第 1 5 条 第 1 2 条の規定によりこの契約を解除した場合において搬出未済の売買物件があるときは、当該解除の部分に係るものは甲に帰属し、甲は乙に対し、これに相当する売買代金を返還するものとする。この場合において、当該売買代金には、利息を付さないものとする。

2 甲は、第 1 2 条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙が既に納付した第 1 0 条の遅延利息を乙に返還しないものとする。

（権利の譲渡の制限）

第 1 6 条 乙は、売買物件の引渡し前に甲の承認を得た場合のほか、この契約書によって生ずる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

（伐採用設備等の設置）

第 1 7 条 乙は、売買物件の伐採及び搬出のため、特に県営林内に設備を設ける必要があるときは、甲の承認を受けて設備を設けることができる。

2 乙が前項により設けた設備は、その使用の終了したとき、又は契約を解除されたときは、乙において甲の指定した期間内に収去し、土地を原状に回復しなければならない。

3 前項の指定期間内に収去しない設備は、甲に帰属するものとする。

（跡地検査の立会い）

第 1 8 条 乙は、甲から立会いを求められたときは、甲が行う跡地検査に立ち会わなければならない。

（協議事項）

第 1 9 条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その 1 通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 青森県知事 宮 下 宗一郎

乙 会 社 名
代表者名

(第5条の2関係)

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

住所
氏名

印

引 渡 領 収 書

令和 年 月 日付けをもって売買契約を締結をした鱚ヶ沢町大字松代町字白沢103-1ほか1筆所在の県民環境林の立木について、下記のとおり領収しました。

記

1 領収年月日 令和 年 月 日

2 領収物件 売買契約書のとおり

3 搬出期限 売買契約書のとおり

(第8条の3関係)

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

住所
氏名

印

搬 出 終 了 報 告 書

令和 年 月 日付けをもって売買契約をした物件について、下記のとおり
搬出を終了しました。

記

- 1 所 在 鰯ヶ沢町大字松代町字白沢103-1ほか1筆
- 2 売 払 い 区 分 県民環境林
- 3 受 領 年 月 日 令和 年 月 日
- 4 搬出終了年月日 令和 年 月 日

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者（第1号から第6号までに掲げる場合にあっては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者（受注者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。
- (7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者（その者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者）が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

現場説明資料

1 入札物件の概要

売払番号	所在	樹種	林齢 (年生)	面積 (ha)	本数 (本)	材積 (m3)
環立第2号	鰯ヶ沢町大字松 代町字白沢10 3-1ほか1筆	スギ	53	6.82	4,097	4,412
		アカマツ	53	1.42	738	606

2 入札及び開札の場所及び日時

(1) 日 時

売払番号 環立第1号 令和7年11月14日(金) 14:00

(2) 場 所 県庁北棟2階 216会議室

3 現場説明要旨

(1) 立木調査表 別紙のとおり

(2) 伐採区域について

別紙のとおり

伐採対象木にはナンバーテープを貼り付けているので、誤伐の発生のないよう留意すること。

落札者に対しては現場引渡時に伐区を案内する。

(3) 伐採対象立木について

当該森林は普通林であるため、伐採作業着手前に、土地所有者と連名で「伐採及び伐採後の造林届出書」を市町村へ提出すること。

伐採対象立木は伐採区域内の立木とする。

伐採、搬出の際に支障となる立木がある場合には事前に農林水産事務所担当者に連絡すること。

(4) 集材路について

集材路の作設については任意とする。ただし、林地のかく乱や土砂等が流出しないように留意すること。

なお、集材路の作設にあたっては、当該売却箇所に隣接する山林の作業道跡地の改良及び新設の承諾は事前に林政課で取得している。

(5) 枝条及び林地残材の処理について

プロセッサの使用等により一箇所に枝条等が堆積されることが予想されるが、再造林時の地拵えに支障とならないように、また、降雨等により流出しないように整理すること。(重機を搬出する前に農林水産事務所担当者の確認を受けること)

(6) 作業道について

作業道を棄損しないよう留意すること。重機の運搬や丸太の搬出等により大きなわだち等が生じた場合には、作業以前の状態(普通車が通行できるように)補修を行うこと。

大雨等により被害が生じた場合には速やかに農林水産事務所担当者に連絡すること。

(7) 搬出期間

現場引渡の日から 36 ヶ月以内に搬出すること。ただし、やむを得ない理由により期間内に搬出できない場合には県に承認を受けて搬出期間を延長することができる。

4 入札に係る留意事項

(1) 入札の日までに入札者心得書の内容について熟知しておくこと。

(2) 留意事項

- ① 入札保証金は免除とする。契約保証金は**契約金額の 100 分の 5 以上**を納付すること。
- ② 入札者は契約書や現地等を熟覧した上で入札に参加すること。
- ③ 代理人による入札の場合は入札受付時に委任状を提出すること。
- ④ 委任状の無い代理人の入札は無効となる。また、委任状を提出しても入札書に代理人の記名押印の無い入札は無効となるので留意すること。
- ⑤ 入札書に記載する額は**消費税込みの金額**であること。
- ⑥ 売買代金については、全て県に納付する。(分収契約に係る分収交付金は県において処理する。)
- ⑦ 契約書の取り交わしは落札決定の日(11 月 14 日(金))から 7 日以内。
売買代金の納入は契約締結の日から 15 日以内となる。

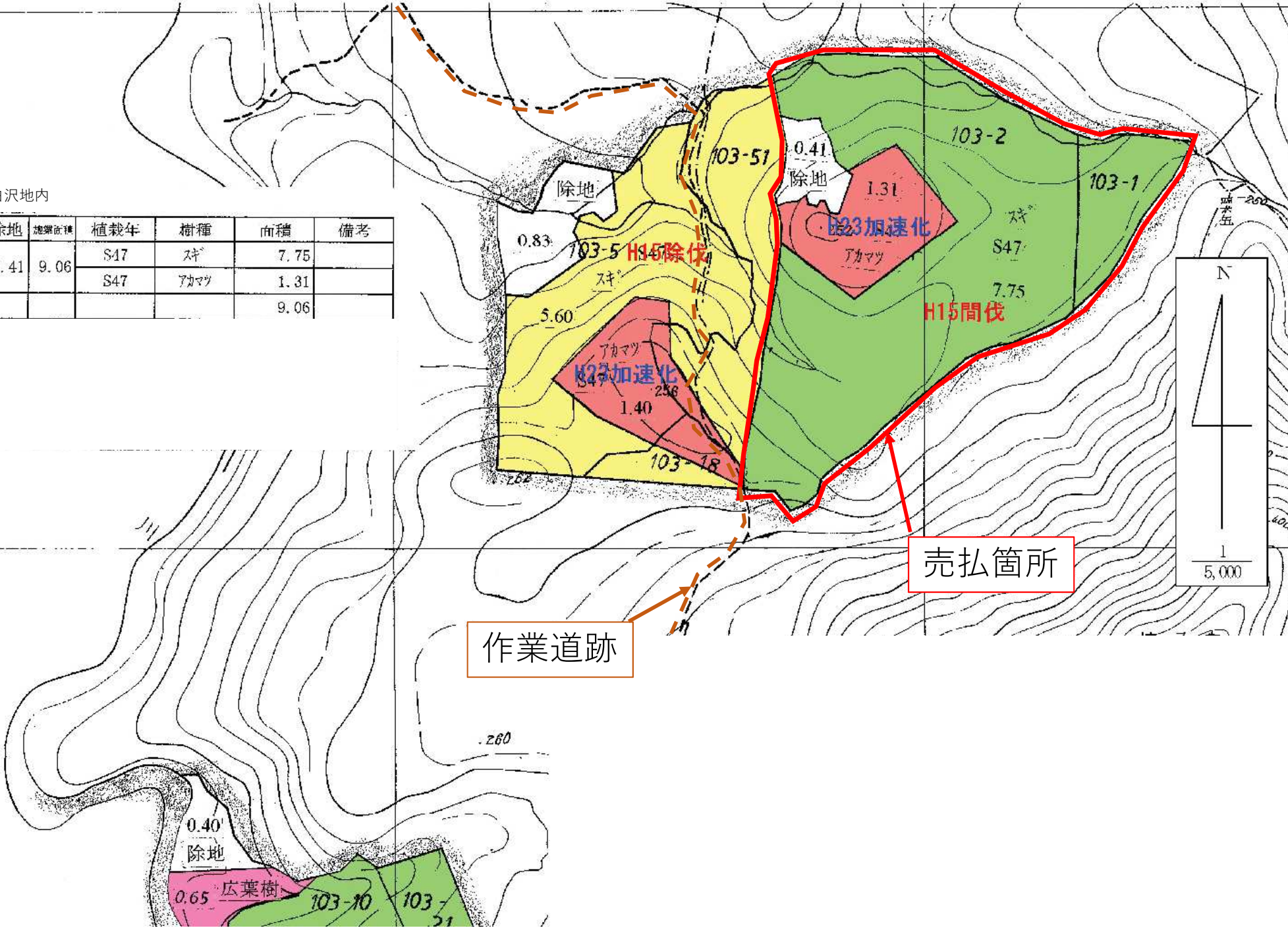
(3) 疑問点については、林政課森林整備グループまで連絡すること。

電話番号 017-734-9513

売り払い箇所平面図

鯉ヶ沢町大字松代町字白沢地内

契約№	地番	契約面積	除地	施業面積	植栽年	樹種	面積	備考
31	130-1	9.47	0.41	9.06	S47	スギ	7.75	
	130-2				S47	アカマツ	1.31	
							9.06	



立 木 材 積 調 査 表

所 在	鯉ヶ沢町大字松代町字白沢1 0 3－1 外1 筆
-----	--------------------------

プロット合計		20 プロット
本数	材積	
482 本	519.44 m ³	

売払箇所		6.82 ha
換算本数	換算材積	
4,097 本	4,412.28 m ³	

径級		cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		</
----	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

立 木 材 積 調 査 表

所 在	鯉ヶ沢町大字松代町字白沢1 0 3－1 外1 筆
-----	--------------------------

プロット合計		2 プロット	
本数		材積	
42 本		34.48 m ³	

売払箇所		1.42 ha	
換算本数		換算材積	
738 本		606.75 m ³	

径級		cm																																								
樹種	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	56	58	60	62	64	66	68	70	72	74	76	78	80	100	計		
プロット	アカマツ	樹高			16	17	18	20	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	28																						
	アカマツ	単材積			0.09	0.13	0.18	0.25	0.32	0.41	0.51	0.60	0.73	0.86	0.97	1.12	1.30	1.43	1.63	1.79																						
	アカマツ	本数			1		1	1	2	2	5	4	5	4	6	5	2	2		2																					42	
	アカマツ	材積	0.00	0.00	0.00	0.09	0.00	0.18	0.25	0.64	0.82	2.55	2.40	3.65	3.44	5.82	5.60	2.60	2.86	0.00	3.58	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	34.48		
	アカマツ	樹高																																								
	アカマツ	単材積																																								
	アカマツ	本数																																						0		
	アカマツ	材積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
	アカマツ	樹高																																								
	アカマツ	単材積																																								
	アカマツ	本数																																						0		
	アカマツ	材積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
換算全体	アカマツ	樹高			16	17	18	20	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	28																						
	アカマツ	単材積			0.09	0.13	0.18	0.25	0.32	0.41	0.51	0.60	0.73	0.86	0.97	1.12	1.30	1.43	1.63	1.79																						
	アカマツ	本数	0	0	0	17	0	17	17	35	35	88	71	88	71	106	88	35	35	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0											738		
	アカマツ	材積	0.00	0.00	0.00	1.53	0.00	3.06	4.25	11.20	14.35	44.88	42.60	64.24	61.06	102.82	98.56	45.50	50.05	0.00	62.65	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	606.75			
計	本数	0	0	0	1	0	1	1	2	2	5	4	5	4	6	5	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42		
	材積	0.00	0.00	0.00	0.09	0.00	0.18	0.25	0.64	0.82	2.55	2.40	3.65	3.44	5.82	5.60	2.60	2.86	0.00	3.58	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	34.48				
計	本数	0	0	0	17	0	17	17	35	35	88	71	88	71	106	88	35	35	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	738		
	材積	0.00	0.00	0.00	1.53	0.00	3.06	4.25	11.20	14.35	44.88	42.60	64.24	61.06	102.82	98.56	45.50	50.05	0.00	62.65	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	34.48				
平均樹高		径級6～18cm					材積m3		径級20～28cm			材積m3		径級30～40cm				材積m3		径級42cm～																	材積m3			計		
アカマツ		18					0.52		23			10.06		26				20.32		28															3.58			34.48				
アカマツ		18					8.84		23			177.27		26				357.99		28															62.65			606.75				